

くらしの情報誌

がじまる

2020
春号

令和2年 5月
No.397

発行/沖縄県消費生活センター
電話(098)863-9212(事務室)
那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁1階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県消費・くらし安全課のホームページでもご覧いただけます。

新型コロナに便乗した詐欺にご注意!

◆**給付金詐欺** 特別定額給付金の代理申請をうたい手数料を要求したり、市役所を騙り口座番号等を聞き出そうとするなど。

電話やメール、直接訪問により次のことを求められたら、それは詐欺です！



- 現金自動預払機(ATM)の操作を依頼する
- 手数料を求める
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求める

特別定額給付金の申請方法は、

- ① 市区町村から郵送された申請書に記入して市区町村へ郵送
- ②(マイナンバーカードを持っている場合)「マイナポータル」にアクセスしてオンラインでの申請の2通りあります。詳しくは、総務省の「特別定額給付金特設サイト」でご確認ください。



または、

特別定額給付金コールセンター

0120-260020

給付金等に関連する消費者トラブルのご相談は、

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

0120-213-188

◆送りつけ商法(ネガティブ・オプション)

注文していないマスクなどの商品を一方的に送りつけ、代金の支払いを求める商法

アドバイス

- お金を支払わない
 - 事業者へ連絡する必要はない
 - 商品を14日間保管しておく
 - 家族等に確認する
- 一般的に「身に覚えのない商品が届いた」との相談は、実は別居家族や親戚、知人からの贈り物だったケースが多いです。(その場合は、商品の代金を請求されないことがほとんどです)

説明

- 保管期間中(14日間)に商品を廃棄・使用していなければ、代金を支払う必要はありません。
- 「不要な場合は送料元払いでお返しください」「返送がなければ購入したとみなす」と一方的な条件がついていても、応じる必要はありません。
- 14日経っても事業者からの引き取りが無ければ、自由に処分が可能です(使用しても廃棄しても構わない)

◆通信販売トラブル

外出の自粛に伴い、インターネットの通信販売利用が増加することで消費者トラブルの増加が懸念されます。

●偽ショッピングサイト

料金を支払わせて商品を送ってこない、または別の商品を送ってくる偽サイトがあります。

●フィッシングサイト

ショッピングサイトを装い不正に個人情報を抜き取る悪質サイトがあります。

●定期購入トラブル

詐欺サイトではありませんが近年トラブルが急増しているので注意が必要です。

サプリメントや化粧品等で初回のみ格安だったので一回だけのつもりで注文したところ定期購入の縛りがついており高額請求された、との相談が急増しています。

正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です!!



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター

少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、

消費者ホットライン

188

にご相談ください。

令和2年度消費者月間統一テーマ 「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう!～」

612万トン

みなさんは目の前にある食べものを残さず、いただいていますか？

この数字は、日本での2017年度の食品ロス発生量です（令和2年4月14日農林水産省公表）。

国民1人当たりの食品ロス量は1日約132g（お茶碗約1杯のご飯の量に相当）、

年間約48kg（年間1人当たりの米の消費量約54kgに相当）です。

本来食べられるのにもかかわらず捨てられる「食品ロス」は、大きな社会問題にもなり、2019年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。国民がそれぞれの立場において、主体的に取り組み、食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

世界には、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々が約8億人います。日本の食品ロスの量は、そうした人々に世界が援助している食糧援助量（2018年で約390万トン）の約1.6倍にあたります。

食品ロスの削減には、一人一人の消費者が、「もったいない」という考え方の下で、必要な量だけ購入して食べきるという実践が大切です。また、食品ロスの問題を手始めとして、自らの日々の消費が現在及び将来の社会や環境等とつながっていることをより多くの消費者が意識し、持続可能な社会づくりに積極的参画いただくことが期待されます。

この機会に、できることから始めてみませんか？



例

家庭で

買い物するとき



- ・買い物前に家庭の食品の在庫を確認する
- ・安いからといって必要以上に買わない

作るとき



- ・作りすぎない
- ・余ったら冷凍保存して後日食べる

余っているとき



- ・フードバンクに寄付する

外で

外食するとき



- ・必要に応じて小盛りメニューを選ぶなど、食べられる量だけ注文する
- ・食べきれなかった分は、お店の人に確認して持ち帰る

コンビニエンスストアなどで購入するとき



- ・すぐに食べる場合は、割引商品や手前に陳列されている商品を購入する

「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を策定しました!

～【考えて行動できる「うちなー消費者」】を目指して～



☆消費者教育とは??

会社の経営者、サラリーマン、医者・・・どんな職業の人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立するためには、その時代、社会状況に応じて適切な行動をとれる実践的な能力を身につけなければなりません。そのための自立を助けるための働きかけが消費者教育です。

☆第2次推進計画の策定趣旨は??

県では、平成27年度に5年間を計画期間とする「沖縄県消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育に取り組んできました。この間も、私たち消費者を取り巻く社会情勢は常に大きく変化し、それに伴う消費者トラブルもより一層多様化、複雑化しています。また、令和4年度からの成年年齢引き下げに伴い、経験の乏しい新成人が消費者被害に巻き込まれることが懸念されているほか、国際社会の共通目標である「SDGs」(※1)の実現に向け、地元の商品やエコ商品を選ぶ等、より良い未来につながる選択をする「エシカル(倫理的)消費」(※2)の普及促進を図る必要があります。

県では、そうした新たな課題に対応するため【考えて行動できる「うちなー消費者」】を基本目標に「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を策定しました

■※1:「SDGs (Sustainable Development Goalsの略語)」

日本語訳では、「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。沖縄県はSDGsを推進しています。



■※2:「エシカル(ethical)消費」

エシカルとは、英語で「倫理的な」という意味。より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動であり、何を買うか考えるときのひとつの尺度です。

☆考えて行動できる「うちなー消費者」ってどんな人?

- 自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない人!
- 価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる人!

人と地球のより良い未来に向けて、考えて
行動できる「うちなー消費者」を目指しましょう!



詳細は、「沖縄県消費者教育推進計画」で検索!

沖縄県こども生活福祉部 消費・くらし安全課 TEL 098-866-2187